

第七回 国院 農林委員会議録 第二十九号

昭和二十五年四月十三日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君
理事野原 正勝君 理事八木 一郎君
理事東山 岩太郎君 理事山村新治郎君
理事井上 良二君 理事山口 武秀君

青木 正君 足立 光平君
遠藤 三郎君 小淵 光平君
河野 謙三君 原田 雪松君
平野 三郎君 澄 光平君
守島 伍郎君 石井 雪松君
高田 富之君 小平 忠君
出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君
出席政府委員

農林事務官 藤田 繁君
(農地局長) 山添 利作君
農林事務官 藤井 信君
農林事務官 岩隈 博君
農林事務官 岩隈 博君
農林事務官 岩隈 博君

専門員 幸太郎君
専門員 岩隈 博君
専門員 岩隈 博君

四月十二日
岩内、古宇兩郡下国有林過伐防止に関する請願(浦口鐵男君紹介)(第二二二号)

津田沼町所在国有農地を同町農地委員会に移管促進の請願(多田勇君紹介)(第三三四五号)

でん粉事業の保護育成に関する請願(田中啓一君紹介)(第三三四八号)

食糧事務所職員の定員増加に関する請願(青柳一郎君紹介)(第三三八九号)

東北地方国有林野特別措置法制定に関する請願(野原正勝君紹介)(第二四一四号)

同(飯塚定輔君外一名紹介)(第二四二四一六号)

同(圓谷光衛君外一名紹介)(第二四一七号)

福岡県下裸供出農家に対する主食の還元配給に関する請願(平井義一君紹介)(第二四三二号)

農業恐慌対策に関する請願(佐藤親弘君外五名紹介)(第二四五五号)

米麦包装規則改正反対に関する請願(玉置賀君紹介)(第二四六一号)

本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

肥料取締法案(内閣提出第一五四号)

小委員の補欠選任に関する件
自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四五五号)

本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

す。それでは林業対策小委員に高田富之君を指名いたします。

○小笠原委員長 まず肥料取締法案を議題といたします。

この際御報告いたしたいことがあります。本日自由党的薬師神委員より、

本案に対する修正案が委員長の手元に提出されております。これは印刷物と

して各委員に配付いたしております通りであります。以上御報告いたします。

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありませんのでこれ

を省略し、ただちに本案に対する修正案は可決いたしました。

○小笠原委員長 起立総数。よつて本

案の趣旨説明を提出者より聽取いたしました。薬師神君。

○薬師神委員 たゞいま議題になつております肥料取締法案に対する修正案の内容を簡単に御説明申し上げます。

附則第四項の次に次の一項を加える。

(農林省設置法の改正)

5 農林省設置法(昭和二十四年法律五百五十三号)の一部を次のよう

うに改正する。

第四條第二十三号を次のよう

に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律五百五十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四條第二十三号を次のよう

に改めます。

議事に入る前に小委員の補欠選任を

ます。

がありませんのでこれを省略し、ただ

まして、まず改正の根本的趣旨に関し

て、実は大臣にお伺いいたしたいと思

ります。採決の順序は、まず修正案につい

て採決した後、原案について採決をい

たします。

それではまず薬師神委員提出による

修正案の採決を行います。本修正案に

て採決した後、原案について採決をい

たします。

次に原案について採決いたします。

○小笠原委員長 起立総数。よつて本

案の原案に賛成の諸君の起立を求

めます。

〔總員起立〕

本案の原案に賛成の諸君の起立を求

めます。

○小笠原委員長 起立総数。よつて本

案の原案に賛成の諸君の起立を求

めます。

法の一部を改正する等の法律案につき

まして、まず改正の根本的趣旨に関し

て、実は大臣にお伺いいたしたいと思

ります。採決の順序は、まず修正案につい

てあります。お伺いいたしたいと思

りますが、幸い本改正の最も責任をお持

ちになつておりますし、また農地局長

であられる山添さんがお見えになつて

おりますので、山添局長に以下お伺い

をいたしたいと思ひます。

最初にお伺いいたしたい点は、終戦

が、ただいま修正ときました部分

は、原案に一項を加える修正案であり

ますので、本案の原案について採決い

たします。

次に原案について採決いたします。

○小笠原委員長 起立総数。よつて本

案の原案に賛成の諸君の起立を求

めます。

を一々申し上げますと、相当時間もかかりますので、一、二の例をあげてみます。するならば、一時は農地改革によつて小作から自作になつたといつて喜び、また自分の土地であるといふ愛着によつて、自分の土地をかわいがるという面においては、確かにプラスではあつたでしようが、しかしその後ににおける農業經營の実態といふものは、資金難、あるいは資材難、各種の面において、非常に苦しむ現状であります。かかる見地において、最近においては土地を持つことがかえつて苦しいというような現状であります。こういったような点から、農地長は、この第二次農地改革の実行、特に政府の提案理由の説明の中にもあります通り、この農地改革の事務もあるいはその遂行もほぼ完成に近づいて、あとは單に整理の段階であるといふ御説明であります。が、はたしてそのような実情でありますか。現在の農地改革といい、また現在の程度において、政府が考えておるような実態があるかないかといふことについては、私は多分の疑問を持ります。しかし、その問題はあとにお伺いすることにいたしまして、現在の段階においては、はたして当初計画されたような実績を上げ得たのか、さらに今後これをどうなさるお考え方か、この基本的な考え方について、まず局長にお伺いいたしたいわけであります。

は日本の農村の民主化、生産力の発展といったことをねらいいたしまして、農地関係についての基礎的な改革を行つたといふことがあります。しかしながら、農民の解放、その社会的及び経済的地位の安定向上ということは、何とも土地改革だけでは達成されることはない。土地改革の問題は、その基本的な政策の一つである。こういう限度があるわけであります。従つて現在の農村の実情が、広い意味における農業並びに農村の安定、生産力の発展向上ということが達成されておるかどうかと、いうことにつきましては、今小平さんがお述べになりましたような観察は、私どももいたしておるのであります。しかしこういう固有の土地改革という意味から申しますれば、所定の目的を達したということは、計数的にも申し上げられるのであります。従つて全体といたしましての、農業政策全般についての考え方はいろいろあるでございましょう。また実態といふこともいろいろ、あなたのお述べになりましたようなことについても心配をしておる一人ではありますけれども、狭い意味における土地改革、農地改革といふ意味におきましては、所期の目的を達成する、こういふ見方をしておるわけであります。

これまでして、これは農林省の責任ある当局からも、肥料公団の責任者たる総裁おられておることは事実であります。ところがその後指定商に対する手数料の引上げが、さかのぼつて実施されていな。聞くところによりますと、現在これが出来るか出ないかわからない、といふような段階に至つておるやに聞いておるのでありますけれども、なおこの手数料引上げについての引当て金は、公団に一億数千万円か二億数千万円の金が、確かに準備積立てしてあるといふことがあります。これは一体どういうことになるのか、これをまず第一点にお伺いしたいと思います。

それから、その次には、最近またまた公団の中間口銭が運賃の面においてふくらんでおる。その理由は、聞くところによりますと、肥料が非常に潤沢になつて來た。一方農家の引取りが非常に悪いということで、公団の手持ち期間が延びて來た。それがために公団の運賃が、従来七百円であつたものを大幅に千八九十円に引上げたといふことを聞いておりますが、これははたして事実であるかどうか。もし千八九十円を引上げたとすれば、千八十九円に引上げたとすれば、従来の七百円の運賃に對して、公団の実績がはたして幾らであつたか。これは当然基礎調査をしてお調べになつておると思う。私どもがお調べにさらにおけるところでは、従来の七百円の場合は、七百円を相当下まわつたそれ以下のお安い運賃であがつておるはずだ。しかし在るにさらにそれを上げるにいたしましても、その基礎調査ができるておると思いますので、それを伺いたいということ、もう一つは、一方において

○鷹田政府委員 指定商の手数料の問題であります。これは河野委員のお話の通り、われくとして、せひこれについては公平に解決をいたしたいということで、從来もその意向でやつておるわけですが、遺憾ながらまだ決定を見ておらないわけであります。しかしながら農林省としては、さらにそれに對しては望みを捨てずに、これについては極力通りますよう努め力をしてもらいたい、さように思つております。

それから公團の中間経費でございますが、これが七百円を千八百円に引上げられるのはどういうわけかということとであります。これは從来公團が、農家に押しつけ配給をするというふうなことがよく言られております。それから相当価格も高くなつて参りますし、農家は金詰まりの關係ござりますので、そう前広に肥料をとるということについて、大蔵省との関係におきましては、そういうふうなことをいたしましても、そのために補給金が増額されるといったわけであります。ただこれにいふことは困るといふようなお話をいふことなる結果をつけられたか。これをいかなる結果をつけられたか。これをお伺いしたいと思います。

費がもつと安くあがつて行くではないかというふうなお話をございますが、詳細の資料は現在持ち合せてはおりませんが、われくいたしましては、その点の経費の使い方については厳重に調べております。公団がかりに利益がでますようなものについては、これはもちろん剰余金として国庫に返すべきものである、そういうふうなことでやつて參りたいと思つております。私の記憶いたしておりますところでは、必ずしも公団の経費がそんなに安くあがつておるというふうにも記憶はいたしておらないわけであります。それからメーカーに対するサイトが、現在たしか十五日かと思つております。十五日払いにきちんとく延ばしたいという意向は、実は私どもの方でそれを持つておしまして、公団の方にも話をいたし、製造業者の方たちにも、その話を今しておるわけあります。申しますのは、公団は御承知の通りこの七月をもつて廃止する、こういふふうな建前で進んでおるわけであります。そういうふうなことをいたしますと、現在のメーカーに対するサイトが十五日であります。七月以降を考えますと、メーカー自身が、自分之力で金融をし、サイトの関係もおそらく自由になります。二箇月以上になるだろう、そう考えられるわけになります。従つて突如としてその際にサイトが長くなつて来ると、いうことになりますと、急激な変動をメーカーに与えてしまうではだんぐるとのサイトを延ばして行く。十五日のものを一月に延

業を經營いたします上に非常に大きくなりまして、メーカーがそのために事な、何と申しますか、異ったような状態にならないようだ、だんくーとこういう状態に馴致して行きたいということです。それで、とりあえずそのサイトを延ばすことと、それを提案しておるわけであります。しかししながらこの点についても、秋どもは、必ずしもそうむりくにこれを一べんにどうするということも考えておりませんので、現在はメーカーの方から案を出させる、それから通産省の方からも御意見を伺い、あるいは公団の意見も伺つて、そこはひとつよく相談をいたしまして、われくの理想としては、七月までに少くとも肥料の取扱いが自由になりました場合に、決済においてはそういうふうな從来の自由取引においていたしまして、それが二箇月程度にはこれを持つて行きたい、そういうふうな方法で考えておるわけであります。

て、大蔵省の問題がありましたら大蔵省の問題はどこまでも政府の内部において引受け、公約を果されなければいかぬ。その確信ある御弁明を私はいただかなければ困ると思う。もしかりに確信が、困難な事情でなくなつたとするならば、いち早く今までの公約に對して、経過を発表して、取消すべきものは取消し、修正すべきものは修正されべきだと考へるのであります。それを私は第一点にお伺いしたいと思ひます。

うに十五日払いあります。従来の十五日を一箇月払いにするということことは、私は反対ではありません。そうされることは妥当だと思いますけれども、一方製造会社の方は支払いを延期する。一方自分の方は、手数料は手持ち期間を延ばすということで手数料を上げて、慶長さんではないけれども、上り下りからとるということはいけないと思う。上り下りからとるのなら、片方から半分、片方から半分、こういうのならいいが、その計算の基礎をはつきりしてもらいたい。その点がはつきりしませんから、片メーカーの交渉にしましても、片メーカーの交渉が進まらない。一方千八百四十円の内容がわからぬから、その方も私たちには疑いを持つ、こういうことになる。その点を私は何回もいたい。くどく申し上げますけれども、過去の実績において、不算などどう上げたものは幾らであつて、その積み重ねた数字の内容は何箇月分のものであつて、その間の倉敷金利はどうなつておるかということのこまかい内容を伺いたい。そうでありますと、よけいなことですありますけれども、農林省でいかにメーカーの方に折衝されましても、その点の基準がはつきりしないと、メーカーの方の折衝も進まないと思う。だからその点をひとつ伺いたいと思う。

涉をいたしまして、早く解決をつけておきたい。もしこれがどうしてもつかないといふ場合は、その際にどうするんだといふことを明らかにして行きたい、かように思います。第二問につきましては、從来七百四の公園の中間経費、この実績がどうなつておるか、なおここを千八十四に上げた場合、たとえば農地保管の期間がどうなるかという点につきましては、これは私現在資料の持合せがございませんので、これはをちの折にでも資料に提出いたしまして、資料に基いて御説明したい、かように思っております。

るような所はやりたいと思いますといふような、そのような抽象的なお考えでは、この問題は場合によつては政治問題化しますよ。私は、大臣は確たる方針を示して、この委員会にかくあらねばならぬという所信を、端的に披瀝されて、われくが納得し得る点があればいいのりますよ。決してわれわれは反対せんがための反対などはないません。だから私は、今具体的に例を申し上げたのは、単にそいつた抽象論をお伺いする意味で申し上げたのではないであります。すなわちどうしてもそらなければならぬと考える点、この表現の仕方は、人によれば第三次農地改革をやるのだ、第三次農地改革を断行せよと言ふ人もあります。が、私はそういう言葉は使わない。すなわち現在の第一次農地改革に引き続いやらなければならぬ問題について私は例を取上げた。ですからもう一へん申し上げます。不耕作地主が所有している所有地を解放する御意思があるかないか。次は可耕未墾地さらに牧野、探草地、薪炭林これらも解放される御意思がありますかどうかということをお伺いするのであります。もしこれらを解放する御意思があるならば、どのような方法によつてなされるか。御意思がないならば、どういう理由によつてこれをやろうとなされないのか。それをわれくの納得し得る御説明を伺いたいと思います。

ものは法律によつて解散いたしました。耕作しておる地主のものは解放することはできません。また農地改革に伴ひて薪炭林を解散しろといふようなことは考へておりません。

○小平(忠)委員 大臣がそのような御回答ならば、あえて私はこの面について繰返し申し上げませんが、しかばね次の点において、大臣がどうしても御答弁を願わなければならぬよううなぐあいに、私の質問が悪いと言うなら、私の質問を上手に持つて行くようになつたします。そialいたしますとこの農地改革を、現在のでこぼこをならし、あるいはその不備な点を是正するといふことについては、大臣も考へないわけではないという点でありますか、しからば私は、単に小作地を自作地に転換するとか、あるいは交換分合といったような問題だけを取上げておるだけではいけない。土地政策について根本問題は、何といつても土地改良ではないかと思う。この土地改良の面については、御承知のように櫻林省当局も非常に熱心に何とかしなければならぬといふことで、御努力されていることは認めるのであります。ところがこの現状といふものは、大臣も御承知のように、今年度の予算は、金額においては昨年よりも公共事業費、その他が幾分増額されておることは認めるのであります。さうですが、その公共事業費全体の率から見ますと、これは毎年々々低下いたしております。さらに災害復旧の面においても、もちろん同じであります。さうに土地改良に対するところの融資の面についても、御承知のようにこれは前回大臣にお伺いしたのであります。これが、例の見返り資金であります。これ

も全面的に期限になつて二十四年度は打切つたといふような問題、これらはこの農地改革と並行して、農地改革後ににおける大きな手段として、他作選が自作になつた、自分の土地になつたら、大いに食糧増産に励まうといふこの考え方をさらに助長するためには、やはり生産を上げ得るような土地改良を思い切つてやらなければ自分の土地に対する需着というものは失われて、再びまた他作農に轉落するといふことが予想されるのであります。これはどうしても、政府が思い切つた土地に対する保護政策、土地改良を積極的にやらねばならぬ。これをやらなかつたならば、せつからく農地改革をやつても、また私は道転するのにやないかと考えるのであります。この点に対して、大臣によれば、しからばほんとうに土地改良を、あるいは災害復旧を推進する、大いにやるのだと、いう現構えが、大臣が就任されてから幾たびもその問題については言及されたけれども、私は大臣が本気になつてやるのだと、いう点については、了解しかねるわけです。ですから、今度のこの改正法をめぐりまして、この内容につきまして、これから逐次お伺いいたすつもりであります。が、この改正をやるにつきまして、基本的な問題、まず大臣の考え方を承らなければ、私は何のために今回の改正をなさるのかわからぬ。従いまして、大臣はこの土地改良あるいは災害面の公共事業費のわくから見ると問題のだからやるのだと言いましても、現実問題といったしましては、建設、厚生面の公共事業費のわくから見ると問題になりません。毎年々バーセンティジにおいては減額されておる現状であ

農民のことを考えるならば、関係当局に於いても、あるが、これについても、大臣は日本の約四七%に近い農民の親として、父として、真にころによりますと、非常に悲観すべきものがあると思つておりますが、これに就いても、大臣は日本の農業政策の面においても、行き詰まりはある程度打開し得るのじやないかと考えるのであります。その点について、大臣の最近のお考え方をお伺いいたしたいと思ひます。

あつて、遺憾にたえないと思します。少くとも私は、現状をぶちまけて、かくあるべきだという点を指摘されて行くことこそ、現在非常につづまれる日本の農業を背負つて立つ農林大臣として、心服いたしてもいいと思うであります。ですが、ただいまの御答弁では、私はまつたく心服するどころか、不信感を出すといふような考え方を持つのであります。これけじようだんじやない。それで大体そいつたような考え方を伺いましたから、これ以上私は追究いたしません。あと山添農地局長に、今回のこの改正法の内容について、私の意見を申し上げ農地局長からお答え願いたいと思います。

持つておりました。そこでそのことが一般に公表される時期を時点としたい、こういうわけであります。

○小平(忠)委員

その点は別に私は追究いたしませんが、この第三條の改正をなさいます

た。その点は別に私は追究いたしませんが、この第三條の改正をなさいます

て、一応打切るといった形をとられるのであります。が、こういった方法によつて、お互い同士でやらせる。非常に表面は民主的に考えられるのであります。が、私はこれはあえてこうなさらなくとも、従前のものでさしつかえないのじやないか、こういうふうに思うのであります。政府提案の渾然としたこの説明では、意味がわからぬのです。が、いかなる理由によつてこの第三條の改正をなさるのか、お伺いしたいと

○山添政府委員 従来政府が買収し

て、政府から売り渡すということになりますけれども、これは会計上のことでありまして、農地証券を用いますとかいうよらな関係であります。が、実際の事情は御承知のように、市町村の農地委員会、都道府県の農地委員会によつて遂行されたのであります。今回は恒久的な制度としては、なるべく簡素な形、あまり複雑でない形でやりたい、かつ農地証券といふような制度も、今後においては必要でない、むしろそうでない方が適当である、こういふ考え方方に基いておるのであります。が、今までと今後とがわらぬのであります。

○小平(忠)委員 その点は了承いたしました。この点は別に私は追究いたしませんが、この第三條の改正をなさいます。が、私はこれはあえてこうなさらなくとも、従前のものでさしつかえないのじやないか、こういうふうに思うのであります。政府提案の渾然としたこの説明では、意味がわからぬのです。が、いかなる理由によつてこの第三條の改正をなさるのか、お伺いしたいと

ますが、農地委員会の任務は、従来と

今後もかかわらないという御説明でございました。今回改正の内容によりま

して、農地委員会並びに農業調整委員

会を解体して農業委員会一本にして行

くことになり、それから現在たくさん残されておる仕事を、農業委員会とい

う名前でやられて行くからかわらない

といふ御説明であれば、それでいい

のであります。しかしそれに伴うと

ころの予算とか、あるいは人間の配置

とかを考えた場合に、政府はそう考え

ます、農業委員会一本にして、従来町

村に二名おつた農地委員会の書記を一

名にするといふようなことをして、は

たして従来とかわらない機構でやれる

かどうか。さらに問題を次に移します

けれども、結局農地委員会の仕事とし

ては、まだたくさん残されておりま

す。それを取上げてみると、ます一

箇調査の完全実施もしなければなりま

せん。さらに小作契約の文書化の徹底

とか、あるいは農地管理の具体化、土

地取上げ、あるいはやみ小作料も一掃

しなければなりません。国有農地の整

理とか、あるいは土地台帳の整理であ

りますとか、いろく取上げれば、た

くさんやる仕事はあるわけでありま

す。農地委員会としては、なすべき仕

事をたくさん持つて、おるにかかわら

ず、農地委員会、農業調整委員会を打

切りまして、農業委員会一本にすると

いうことが、今の農地局長の従来とか

わらないといふお考えからいたしまし

ても、どうも納得しかねるのであります。この点は昨日も他の委員から強く

指摘されたのでありますけれども、だれが聞いてもわかる、納得の行く説明をいただきたいと思います。

○山添政府委員 ただいまの点は、昨

日井上委員から御質問になりました点

であります。農地委員会の仕事につき

ましては、なお残つておる点があります

すといふよりも、先ほどあなたがお述

べになりましたように、今までやりま

した農地改革を基礎にして、土地改良

用権の設定であるとか、諸般の農民的

利益を推進するための機関として、活

躍してもらいたいという期待を持つて

おる、こういふ考え方をいたしておる

のでござります。ただ農地委員会の事

務機関である書記の点につきまして

は、二十五年度から従来の二名が一名

に減るわけござりますが、今まで一

百万町歩に近い土地の買収、売渡しと

いうような事務を一応完了いたしまし

た後におきましては、恒久的な制度と

しては、一名が適當といいますか、ま

ずその程度をもつて満足しなければ、

財政上の理由等からいたしまして、や

むを得ないと考えております。なるほ

どさしあたりの経過期間等におきまし

ては、相当不自由な点もあると思いま

すけれども、今申しますように、財政

上の理由から恒久的な制度に切りかえ

て行くという機会に、こういふことに

なりますことは妥当だと考えておるわ

けであります。

○小平(忠)委員 サラにその点につき

るわけであります。非常に流し方があ

るわけではありません。これが実際に

系統立つて行かないよう思つた。これ

が何であります。ほんとうは正しいのであります。

ただ実際問題といつた

しまして、食糧割当等の仕事は、政府

が考えますほどといいますか、今まで

言つておりますほどまく行かなか

った。ということは確かにありますし、

またあいむずかしい問題は、今後

ともそく画期的にかわつて来るとい

うことを考へますと、まだ農業調

整委員会は土地の割当とか、供出であ

るとか、大きな仕事を持つておるわけ

であります。そういう面において、

非常に開運はありますものの、お互

いの任務は異なつたものを持つておるわ

けであります。それを町村団体、郡

県の団体の持たれておる予算を流すに

お手を失ひておる。これは内容の点をお互

いに詳細な説明をされましたが、

が、すでに井上委員が昨日説明され

ます。私は井上委員の考え方と同じ

であります。昨日農地局長も、その点

は詳細な説明をされましたけれども、

結局今申し上げたような点をあげてみ

ますと、よほど今後の運営についてふ

んどしを締めてかららぬと、切りかえ

ます。この点について、政府は単に二つ

のものを一本にするといふ考え方を持

つておりますが、簡単にそなはいかぬと

思つ。その点についてどうするんだと

いう確信について、まだ説明を伺つて

おりません。が、そういうふうな矛盾がありますが、それらをどういふうにきめて行くか、確たる御方針を御説明願いたい。

○山添政府委員 私はもつと深く考え

ておるのですが、元來食糧割当

の問題がありますが、それらをどういふ

うにきめて行くか、確たる御方針を御

説明願いたい。

○小平(忠)委員 私はもつと深く考え

ておるのですが、元來食糧割当

の問題がありますが、それらをどういふ

うにきめて行くか、確たる御方針を御

説明願いたい。

○山添政府委員 私はもつと深く考え

ておるのですが、元來食糧割当

の問題がありますが、それらをどういふうにきめて行くか、確たる御方針を御

説明願いたい。

○小平(忠)委員 私はもつと深く考え

ておるのですが、元來食糧割当

の問題がありますが、それらをどういふ

うにきめて行くか、確たる御方針を御

説明願いたい。

○山添政府委員 私はもつと深く考え

ておるのですが、元來食糧割当

の問題がありますが、それらをどういふ

うにきめて行くか、確たる御方針を御

説明願いたい。

○小平(忠)委員 私はもつと深く考え

ておるのですが、元來食糧割当

の問題がありますが、それらをどういふ

うにきめて行くか、確たる御方針を御

説明願いたい。

○山添政府委員 私はもつと深く考え

ておるのですが、元來食糧割当

の問題がありますが、それらをどういふ

うにきめて行くか、確たる御方針を御

説明願いたい。

○小平(忠)委員 私はもつと深く考え

ておるのですが、元來食糧割当

の問題がありますが、それらをどういふ

うにきめて行くか、確たる御方針を御

説明願いたい。

的に扱うという面から見れば、わかれで
ておる方が長所であります。比較勘考
いたしますれば、今回御審議を願つて
おります制度、方法が適当である。か
ように考えておるのであります。
○小平（忠）委員 それ以上お伺いいた
しましても、見解の相違であると存じ
ますから、その点はこの程度にいたし
ておきたいと存じます。その他いろいろ
お伺いいたしたい点もございまし
たが、昨日井上委員から、私のお伺い
いたしたい点は質問されまして説明を
聞いておりますから、省略いたします
が、最後に一点大臣にお伺いいたした
いと思います。申し上げますと、大臣
が非常に質問の仕方が悪いからという
ようなことでもつて、簡単にいなされ
てしまふのであります。どうかそ
ういうようなことをおつしやつらずに、
ひとつ繋切丁寧に御説明をしていただき
たいと思います。

六十年振りの被害をこうむつたのです
が、その大半は結局心土耕、混層耕がな
されていない。結局上つらだけが耕さ
れておつて、あとは心土のところが耕
されておらない。わずかの二週間、三
週間のひでりで作物が収つてしまふ。
それがよく下の心土をひつくり返し
て、そして滲透力を与える。それか
ら心土を耕すことによつて旱魃も防げ
ると同時に、收穫が大体二倍から三倍
半という実績を上げておるといふ現状
であります。この点に對しては、どう
してもこれは個々の農家の力で、トラ
ックターやあるいはブルトーザなどは
とても購入できないわけです。どうし
ても相当の資金がいるのでありますか
らして、何としても国庫の助成あるいは
は融資を仰がなければこれはできない
のであります。これは私は非常に高
原の地帶、寒冷の地帶を開墾して、あ
るいは非常に立地的條件の悪い所を開
墾をやつておりますよりは、現に既開
地であつて、もよつとそれに手を加ふ
れば莫大な生産の上るという面につい
ては、私はもう少し農林省が積極的に
なつていただきたい。今年度なども現
にそういう心土耕あるいは混層耕を上
げるという見通しがはつきり立つので
ありますが、しかし現実問題として資
金なり金融の面が伴わないで、それで
一頗挫しておるわけです。この面につ
いて——せひこれは別に、そう國家財政
政、あるいは農林省の予算がどうして
資金、何億という助成を必要とするの
ではないのであります。北海道のは

とんど全体を見ても、大体本年度四、五千万円あれば十分だ。さらに本州、四国、日本全体を入れても、私は一億の金はいらぬと思う。それで非常に厖大な成果を上げ得るという、こういう問題について、大臣はその問題は本年は何とかしてやろうという、ひとつこの際御答弁をいただきたいのであります。何が親切なお話を承りたいと思ひます。

○森國務大臣 心土耕の必要なことはもちろんあります。これはその地方の土壤の性質によつて、行い得る所と行い得ない所があるのであります。でありますから、一概にどこでも心土耕ができるというものではありません。昔は労力の安い時代におきましては、相当人力で心土耕もやつたわけであります。が、労力の節約欠乏から耕土が浅くなつて、従つて肥料の効果力も少くなる。従つて収穫も減退いたしておりますのであります。が、勞銀との收支關係といふことも、農業經營の上で考えなければならぬわけであります。が、しかしこれが地区的に相当広範囲にやれるといふ場合におきましては、機械力を応用し得られるのであります。が、そういうことのできる土地におきましては、今お話のように個人經營においてはどうてい機械を購入してやることも可能であります。が、個人が一局部これをやりましても効果がないのであります。やるならばある一定の地区はそういう同一の心土耕をするということができるませんし、個人が一局部これを中金を通しまして資金融通のおせわをいたすことはもちろんであります。こ

○小平(忠)委員 どうも大臣ありがとうございました。ただいまの御答弁は最近まれなる御答弁でありまして、はつきりそれは政府として融資なりあるいは助成の道を講ずると声明されましたので、これは手続はことし初めてではあります、昨年から非常に關係者が陳情し、切実な歎願をいたしておるものでありますて、本年はこれを実現に移してもらうことの確信がここでできましたから、どうもありがとうございました。

○議師神澤委員長代理 それでは本日はこの程度にいたしまして、次会は公報をもつてお知らせすることといたし、本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

〔参考〕
肥料取締法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕